

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

目次

第1章 厚生福祉（第1条・第2条）

第2章 建設（第3条）

附則

第1章 厚生福祉

（春日部市後期高齢者医療に関する条例の一部改正）

第1条 春日部市後期高齢者医療に関する条例（平成19年条例第51号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
附 則 （延滞金の割合等の特例） 第2条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の <u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）</u> に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、 <u>その年中</u> においては、年14.6パーセントの割合にあつては <u>その年</u> における <u>延滞金特例基準割合</u> に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該 <u>延滞金特例基準割合</u> に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。	附 則 （延滞金の割合等の特例） 第2条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の <u>特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合</u> に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、 <u>その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中</u> においては、年14.6パーセントの割合にあつては <u>当該特例基準割合適用年</u> における <u>特例基準割合</u> に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該 <u>特例基準割合</u> に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

（春日部市介護保険条例の一部改正）

第2条 春日部市介護保険条例（平成18年条例第27号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>附 則 (延滞金の割合等の特例)</p> <p>第5条 当分の間、第16条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）</u>が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、<u>その年中</u>においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>その年</u>における<u>延滞金特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>延滞金特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>	<p>附 則 (延滞金の割合等の特例)</p> <p>第5条 当分の間、第16条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、<u>その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中</u>においては、年14.6パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年</u>における<u>特例基準割合</u>に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該<u>特例基準割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>

第2章 建設

(春日部市都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部改正)

第3条 春日部市都市計画下水道事業受益者負担金条例（平成17年条例第157号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>附 則 (延滞金の割合等の特例)</p> <p>2 当分の間、第11条に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、この規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、<u>その年中</u>においては、年14.5パーセントの割合にあつては<u>その年</u>における<u>延滞金特例基準割合</u>に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては</p>	<p>附 則 (延滞金の割合等の特例)</p> <p>2 当分の間、第11条に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、この規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合</u>に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、<u>その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中</u>においては、年14.5パーセントの割合にあつては<u>当該特例基準割合適用年</u>における<u>特例基準割合</u>に年7.25パーセントの割合</p>

当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。

を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の春日部市後期高齢者医療に関する条例附則第2条の規定、第2条の規定による改正後の春日部市介護保険条例附則第5条の規定及び第3条の規定による改正後の春日部市都市計画下水道事業受益者負担金条例附則第2項の規定は、この条例の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。